

[事案 29-6] 死亡保険金遅延利息・慰謝料請求

・平成 29 年 11 月 12 日 和解成立

<事案の概要>

死亡保険金について、保険会社は申立人姉には平成 25 年 11 月に受取分を支払ったが、申立人には故意に受取分を支払わなかったとして、申立人受取分および平成 25 年 11 月からのその遅延利息と慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 55 年 6 月に母親が契約した終身年金保険について、保険会社は、姉に本人の受取分の死亡保険金を支払った平成 25 年 11 月以降、自分には、故意に請求案内をせず、自分の受取分の死亡保険金を支払わなかったため、自分の受取分およびこれに対する平成 25 年 11 月からの遅延利息と慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人には電話や書面で請求案内をしたが、申立人より請求を受けておらず遅延は生じていないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険会社の請求案内状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、遅延利息と慰謝料の支払いは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 保険会社には、保険金の支払いが適時適切に遂行されるよう、請求案内を行うことが望まれる。
- (2) 保険会社は、平成 25 年 11 月に申立人に電話をしたが不通であった。その後、申立人姉から住所を聞いたが、この時点で書面を送付するなどの対応をしなかった。
- (3) 次の連絡は、上記連絡から約 2 年半後の平成 28 年 6 月とさらに半年後の平成 28 年 12 月の書面送付であり、いずれも適時の連絡であったとは認められない。
- (4) 以上からすると、保険会社の申立人への請求案内は適切でなかったといえる。